

敦賀港事故防止連絡協議会防除マニュアル

1 総則

本活動マニュアルは、敦賀港事故防止連絡協議会(以下「協議会」という。)の規約に基づき、会員が実施する防除活動等の連携を推進するための基準を定めたものである。

2 事故発生情報の連絡等

(1) 会長が事故発生情報を入手した場合は、会員に様式1「事故発生情報」により、原則としてFAXで連絡する。

連絡は、「敦賀港事故防止連絡協議会連絡系統図」により行う。

会員は、様式1「事故発生情報」の第1報を入手した場合は、送付された「事故発生情報」を確認のうえ、枠外に所要の事項を記載し、会長に原則としてFAXで返信する。

(2) 会長からの情報連絡前において、会員が事故発生情報を入手した場合又は初動の防除措置をとった場合は、会長に様式2「事故の概要・初動の防除措置等」により、原則としてFAXで連絡する。

3 連絡調整本部の設置及び解散等

(1) 設置

連絡調整本部は、原則として敦賀海上保安部会議室又は、事故現場に近い適当な事務所等に設置するものとする。

なお、連絡調整本部を設置する以前に、委員会を開き、委員により協議会会員の相互の情報を交換し防除の基本方針について協議する。

連絡調整本部を設置した場合は、会員に様式3「連絡調整本部設置」によりFAXで連絡する。

設置の連絡を受けた会員は、様式3「連絡調整本部設置」の枠外に所要の事項を記載し、会長に原則としてFAXで返信する。

会員は、自己の判断に基づき、速やかに連絡調整を担当する職員(以下「調整員」という。)を連絡調整本部に派遣するものとする。

(2) 構成

会長は、前記連絡調整本部に派遣された調整員以外に必要に応じ、排出油等事故の原因者、PI等保険機関担当者、その他防除措置を的確に

実施するために必要となる知識を有する者に連絡調整本部への参画を
求めるものとする。

調整員は、「敦賀港事故防止連絡協議会一覧」の派遣調整員である。

(3) 解散

解散は、排出油等の状況等を勘案し、会員の意見をもとに会長が決定す
る。

(4) 報告

調整員は、会員が行った毎日の防除作業の状況を様式4「作業日報」に
取りまとめ、速やかに事務局に提出する。

4 会員が実施すべき防除措置等

会員は、それぞれの立場に応じ、海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律で定める防除措置のほか、原因者からの要請による防除措
置、二次的災害の防止対策等を実施するものとし、本協議会はそれら
の連携・協力について調整する。

5 その他

(1) 会員は、本マニュアルに付属の「敦賀港事故防止連絡協議会連絡系統図」
に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

(2) 会員は、本マニュアルの改正が必要と認める場合は、会長へ意見を提出
するものとする。

附則

本マニュアルは、平成26年5月21日から施行する。